



社会保険労務士事務所
あおぞらコンサルティング
あおぞらLetter

〒101-0048
東京都千代田区神田司町2丁目4-2 小山ビル5F
電話:03-3526-4277 FAX:03-3526-4276
担当:小林

高齢者雇用の基礎知識

65歳までの雇用を義務づける高年齢者雇用安定法が成立間近となっています。これに合わせて、60歳以上の高齢者の賃金を考える上で欠かせないのが年金の知識です。現在は老齢年金の一部が60歳から支給されていますが、来年4月2日以降に60歳を迎える人からは、年金支給開始年齢が段階的に65歳まで引き上げられます。今回は、2回にわたり高齢者の雇用に関する情報をご案内します。



老齢基礎・厚生年金の支給開始年齢

次の表は平成25年4月2日以降に60歳を迎える人の年金支給開始年齢表です。65歳までは厚生年金のみが支給され、65歳にならない場合は国民年金と厚生年金の両方から支給されません。

(男性の場合)		(女性の場合)		60歳時	61歳時	62歳時	63歳時	64歳時	65歳～
平成25年4月2日～28年4月1日に満60歳になる人	平成30年4月2日～33年4月1日に満60歳になる人	×	△	△	△	△	△	△	○
平成28年4月2日～31年4月1日に満60歳になる人	平成33年4月2日～36年4月1日に満60歳になる人	×	×	△	△	△	△	△	○
平成31年4月2日～34年4月1日に満60歳になる人	平成36年4月2日～39年4月1日に満60歳になる人	×	×	×	△	△	△	△	○
平成34年4月2日～37年4月1日に満60歳になる人	平成39年4月2日～42年4月1日に満60歳になる人	×	×	×	×	×	△	△	○
平成37年4月2日～に満60歳になる人	平成42年4月2日～に満60歳になる人	×	×	×	×	×	×	×	○

(○国民年金と厚生年金の支給 △厚生年金のみ支給 ×支給されない)



年金を考慮して60歳以降の賃金額を決定している会社は、年金の支給開始時期に合わせて賃金額を見直す必要があります。

変更のお知らせ

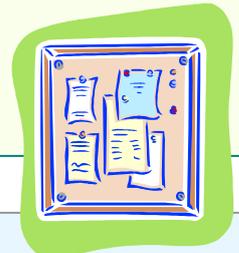
高年齢雇用継続給付の支給限度額の変更

毎年8月1日に行われる賃金日額の変更に伴い、雇用保険の高年齢雇用継続給付の支給限度額が次のとおり変更されました。平成24年8月1日以後の支給期間が対象になります。

【変更前】

【変更後】

支給限度額 **344,209円** ⇒ **343,396円**



事務所移転のお知らせ

新住所：〒101-0048 東京都千代田区神田司町2丁目4-2 小山ビル5F

TEL：03-3526-4277 FAX：03-3526-4276 (TEL、FAXは変更ありません)

URL：<http://sr-aozora.biz/> お手数ですが、ご登録の変更などよろしくお願い致します。

その他の詳細やご不明な点は弊所担当までお問い合わせください。TEL. 03-3526-4277